

**【 投薬 】****2 4 2 急性気管支炎等に対するチオトロピウム臭化物水和物の算定について**

《令和6年7月31日》

**○ 取扱い**

次の傷病名に対するチオトロピウム臭化物水和物（スピリーバ吸入用カプセル 18 $\mu$ g）の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性気管支炎
- (2) 喘息性気管支炎
- (3) 気管支喘息
- (4) 気管支拡張症

**○ 取扱いを作成した根拠等**

チオトロピウム臭化物水和物（スピリーバ吸入用カプセル 18 $\mu$ g）は、気道において気道平滑筋のM<sub>3</sub>受容体に対するアセチルコリンの結合を阻害して気管支収縮抑制作用を発現する気管支拡張剤である。添付文書の効能・効果は「慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫）の気道閉塞性障害に基づく諸症状の緩解」であり、本剤（カプセル 18 $\mu$ g）は、気管支喘息の適応はない。また、急性気管支炎、喘息性気管支炎、気管支拡張症にも適応はない。

以上のことから、急性気管支炎、喘息性気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症に対するチオトロピウム臭化物水和物（スピリーバ吸入用カプセル 18 $\mu$ g）の算定は、原則として認められないと判断した。